

**(東陽図書館、東雲図書館、城東図書館、東大島図書館)
指定管理者(候補者)の推薦について**

**令和元年8月
江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
図書館専門部会**

目 次

I	施設の概要	· · · · ·	P 1
II	指定管理者（候補者）	· · · · ·	P 2
III	選定方法	· · · · ·	P 3
IV	選定結果	· · · · ·	P 6

《 参考資料 》

選定基準	· · · · ·	P 1 5
評価点数（詳細）	· · · · ·	P 1 8

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区立東陽図書館

- ・所在地 東京都江東区東陽二丁目3番6号
(併設施設：教育センター)
- ・施設面積 延床面積 1,849.01m²
- ・開設年月日 昭和60年5月18日

(2) 江東区立東雲図書館

- ・所在地 東京都江東区東雲二丁目7番5-201号
- ・施設面積 延床面積 1,392.91m²
- ・開設年月日 平成9年5月20日

(3) 江東区立城東図書館

- ・所在地 東京都江東区大島四丁目5番1号
(併設施設：総合区民センター)
- ・施設面積 延床面積 869.06m²
- ・開設年月日 昭和30年4月18日
(昭和54年5月現在地に移転。平成21年4月改修)

(4) 江東区立東大島図書館

- ・所在地 東京都江東区大島九丁目4番2-101号
- ・施設面積 延床面積 1,060.99m²
- ・開設年月日 平成4年1月30日

2 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名 称 株式会社 図書館流通センター
所在地 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
代表者 代表取締役 細川 博史
従業員数 8, 374 名
資本金 45, 239, 000 千円
江東区立図書館における事業受託実績 図書館窓口業務委託
2 館 (城東図書館、東大島図書館)

(2) 名 称
所在地
代表者
従業員数
資本金

江東区立図書館における事業受託実績

(3) 名 称

【共同事業体の代表者】

団体名
所在地
代表者
従業員数
資本金

江東区立図書館における事業受託実績

【共同事業体の構成団体】

団体名
所在地
代表者
従業員数
資本金

江東区立図書館における事業受託実績

III 選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った結果、3法人を選定した。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した3法人に対し、実地審査及びヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、それらを基に選定評価委員会に推薦する指定管理者（候補者）を選定した。

2 選定の経過

日付	会議名	内容
平成31年3月15日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	募集要項（案）の検討 選定基準（案）の検討 評価基準（案）の検討
平成31年4月19日	第2回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	募集要項（案）の決定 選定基準（案）の決定 評価基準（案）の決定
令和元年5月13日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和元年5月21日		募集要項の配布開始
令和元年5月29日		応募説明会 施設見学会
令和元年6月20日		募集締切
令和元年7月11日	第3回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	第一次審査通過法人決定
令和元年7月17日	第4回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	第二次審査（実地審査・ヒアリング）実施（1法人）
令和元年7月19日		第二次審査（実地審査・ヒアリング）実施（2法人）
令和元年7月23日	第5回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	第二次審査（プレゼンテーション審査）実施
令和元年8月6日	第6回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会

	職 名	氏 名
部会長	教育委員会事務局次長	武越 信昭
副部会長	教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩井 健
部会員	教育委員会事務局学務課長	大町 里砂
部会員	教育委員会事務局地域教育課長	池田 良計
部会員	教育委員会事務局江東図書館長	栗原 真一郎
部会員	教育委員会事務局参事 (深川図書館長事務取扱)	寺内 博英
部会員	教育委員会事務局東陽図書館長	大柳 聖紀
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

応募説明会及び施設見学会参加事業者数 8 法人

申込事業者数 3 法人

2 第一次審査の結果(書類審査)

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

株式会社 図書館流通センター

A法人

B法人

C法人

評価項目	合計点	A法人	B法人	C法人
1. 受託する姿勢や意欲	40	31	31	28
2. 法人等の運営状況	80	67	62	57
3. 図書館運営	240	190	176	154
4. 施設管理・運営	20	13	14	13
5. 業務の執行体制	50	36	30	26
6. 業務の引継ぎ	10	7	6	6
7. 収支計画	50	16	10	28
8. 一次審査を通して	10	9	8	7
合 計	500	369	337	319

3 第二次審査の結果(実地審査・ヒアリング、プレゼンテーション審査)

評価項目	合計点	A法人	B法人	C法人
1. 現在運営施設の事業内容等	120	102	88	88
2. 現在運営施設の施設管理・運営	70	54	53	48
3. 業務の執行体制	10	8	7	7
4. 受託する姿勢や意欲	20	17	17	14
5. 図書館運営	230	181	172	150
6. 施設管理・運営	30	22	22	21
7. 二次審査を通して	20	17	15	13
合 計	500	401	374	341

4 総合結果

評価項目	合計点	A法人	B法人	C法人
一次審査	500	369	337	319
二次審査	500	401	374	341
合 計	1000	770	711	660

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	株式会社 図書館流通センター	他自治体で多くの運営実績があり、本区図書館の現状や課題を把握したうえで、新たな視点と独自性を持った具体的かつ実現性が高い提案内容である。また、地域の特性を理解し、地域とのつながりを活かす取組に期待が持てる。他にも経験年数豊富な職員の配置が提案されており、円滑な業務の引継ぎが行える体制も評価できる。
B法人	[REDACTED]	他自治体での多くの運営実績と具体的な提案内容に意欲が感じられる。しかしながら、新たなサービスへの取組みの姿勢が弱く、また提案に独自性が欠ける部分がある。
C法人	[REDACTED]	[REDACTED] 学校との連携強化が期待できるところではあるが、指定管理者としての実績が少なく、また、職員配置の面で他法人と比較して図書館運営の安定性の確保に欠ける部分がある。

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人	株式会社 図書館流通センター	財務の安全性は短期安全性、長期安全性とともに、診断結果に問題はない。総合的には、固定的な費用負担額が少なく推移しているため毎期安定した利益率を計上できているとの評価を受けている。このことから、令和2年度から5年間の指定管理者の指定を行うことに問題がない。
B法人	[REDACTED]	財務の安全性は短期安全性、長期安全性とともに、診断結果に問題はない。総合的には、効率性と長期安全性の評点平均値が極めて高い水準を維持し、さらに収益性と安全性の評点平均値が改善したとの評価を受けている。このことから、令和2年度から5年間の指定管理者の指定を行うことに問題がない。
C法人	[REDACTED]	両法人の財務の安全性は短期安全性、長期安全性とともに、診断結果に問題はない。総合的には、[REDACTED]については、各利益額が前期より大幅に増えており、総合評点は前期同様高い水準を維持しているとの評価を受けている。[REDACTED]については、効率性及び長期安全性が高い水準を維持できているとの評価を受けている。このことから、令和2年度から5年間の指定管理者の指定を行うことに問題がない。

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P10～P13）

7 外部有識者への意見聴取

氏名：

略歴：

意見等：次ページ参照

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

図書館専門部会 部会長殿

江東区立図書館における地域館を対象とした指定管理候補者の推薦

表記の件について、次のとおり意見を付します。

候補者の選定手続きは、募集要項及び選定基準に基づき慎重に実施されており、適切な手順を踏んでいる。応募事業者数は3社であり、各社を比較評価できることから、適當な応募者数であると言える。今回推薦された事業者は、既に公立図書館を対象に指定管理者制度を導入している他自治体において数多くの実績を有する。その内容は、時代と地域特性に適合した新たなサービスの創出を図り、それを支える社員への研修を実施することで、利用者サービスの継続的な品質向上に注力したものである。その結果、他自治体の調査における評価も比較的高くなっている。

同事業者は、これまで同区においても窓口業務の実績があり、募集要項に対応した計画を立て、司書の数など計画を実行するだけの組織の力を保有していると考えられるため、今後、図書館におけるサービスの向上が期待できる。現在の区の方針と指定対象となっている地域館の現状を鑑みれば、同事業者を指定管理者候補者とすることは妥当であると考える。

一方で、今後、区にとって重要なことは、(1)選定された法人に対する地域館の周辺地域の特性を十分考慮した情報提供、(2)丁寧な事務の引継ぎ、(3)所管する教育委員会事務局と直営による公立図書館の連携による指定管理者への適切な指導・監督、(4)職員による指導・監督の専門的技能のさらなる向上、(5)図書館の中核的サービスに関するより深い見識と先進的なサービス知識の獲得、である。

これらのことにより、指定管理者制度導入によって図書館の利用者サービスに混乱を生じさせないことはもちろんであるが、指定管理者との連携を深化させていくことによって、地域に根ざした利用者に親しまれる施設となることに期待したい。

令和元年 8月 6日

氏名

《 參考資料 》

選定基準	· · · · ·	P 1 5
評価点数（詳細）	· · · · ·	P 1 8

江東区立図書館指定管理者選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年12月江東区条例第30号）第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適當と認める法人等を選定するものとされています。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) その他区長等が必要と認める事項

これらに基づき、次の項目を基準に審査を行います。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 図書館の効用を最大限に發揮するものであること。
- (3) 図書館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 図書館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) 図書館の事業計画が区の方針を理解したものであること。
- (6) 図書館の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること。